

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	イシククリ州、チュナイ州道路維持管理機材整備計画の購入 とに關する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	イシククリ州、チュナイ州道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	974,000千円 H25.9.30まで	H22.8.12 ビシュケクで (同日)	日本側 丸尾眞在 大使 キルギス側 チョロベク・ イマシェフ財務大臣	H22.8.24 389号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。